



# 島根県報

平成29年3月31日（金）

号外第31号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

---

## 目 次

---

**【規 則】**

補助金等交付規則の一部を改正する規則

（財 政 課） 2

**公布された条例等のあらまし**

## ◇補助金等交付規則の一部を改正する規則（規則第16号）

## 1 規則の概要

規則の適用対象とする負担金、交付金等の範囲を改正することとした。（別表関係）

## 2 施行期日

平成29年4月1日から施行することとした。

**規****則**

補助金等交付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年3月31日

島根県知事 溝 口 善兵衛

**島根県規則第16号**

補助金等交付規則の一部を改正する規則

補助金等交付規則（昭和32年島根県規則第32号）の一部を次のように改正する。

別表中第25号を削り、第24号を第25号とし、第17号から第23号までを1号ずつ繰り下げ、同表第16号中「隠岐世界ジオパーク推進協議会運営費負担金」を「隠岐ユネスコ世界ジオパーク推進協議会運営費負担金」に改め、同号を同表第17号とし、同表中第15号を第16号とし、第14号を第15号とし、第13号を第14号とし、第12号の次に次の1号を加える。

## 13 島根県特定有人国境離島地域社会維持推進交付金

別表第28号中「地域少子化対策重点推進交付金」を「島根県地域少子化対策重点推進交付金」に改め、同表第29号中「子ども・子育て支援交付金」を「しまね子ども・子育て支援交付金」に改め、同表第30号中「子どものための教育・保育給付費負担金」を「島根県子どものための教育・保育給付費県費負担金」に改め、同表第31号中「子ども・子育て支援整備交付金」を「島根県子ども・子育て支援整備交付金」に改め、同表中第88号を第91号とし、第85号から第87号までを3号ずつ繰り下げ、第84号を削り、第83号を第87号とし、第82号を第86号とし、第81号を削り、第80号を第85号とし、第77号から第79号までを5号ずつ繰り下げ、第76号を第80号とし、同号の次に次の1号を加える。

## 81 水産業強化支援事業交付金

別表中第75号を第79号とし、第72号から第74号までを4号ずつ繰り下げ、同表第71号中「道整備交付金」を「地方創生道整備推進交付金」に改め、同号を同表第75号とし、同表中第70号を第74号とし、第58号から第69号までを4号ずつ繰り下げ、第57号を第60号とし、同号の次に次の1号を加える。

## 61 島根県荒廃農地等利活用促進交付金

別表中第56号を第59号とし、同表第55号中「青年就農給付金」を「農業次世代人材投資資金」に改め、同号を同表第58号とし、同表中第54号を第57号とし、第41号から第53号までを3号ずつ繰り下げ、第40号を第42号とし、同号の次に次の1号を加える。

## 43 心神喪失者等医療観察法指定入院医療機関運営費負担金

別表中第39号を第41号とし、第32号から第38号までを2号ずつ繰り下げ、第31号の次に次の2号を加える。

## 32 しまね病児保育促進事業費交付金

## 33 しまね病児保育施設整備交付金

**附 則**

1 この規則は、平成29年4月1日から施行する。

2 この規則の施行の日（以下「施行日」という。）前に交付されたこの規則による改正前の補助金等交付規則別表第16号、第25号、第28号から第31号まで、第55号、第71号、第81号及び第84号に掲げる交付金等については、施行日以後

---

もこの規則による改正後の補助金等交付規則（以下「改正後の規則」という。）第10条から第16条までの規定の適用があるものとする。

- 3 改正後の規則別表第32号、第33号及び第43号に掲げる交付金等については、施行日前において交付決定を受けたものも改正後の規則第10条から第16条までの規定の適用があるものとする。